

資料編

1. 計画の策定経過

年度	開催（実施）日	開催（実施）事項	主な内容
平成20年度	平成20年 11月7日～11月21日	前期計画の中間分析・評価	関係各課における中間分析と課題把握
	12月18日	推進協議会第1回会議	前期計画の概要と実施状況 後期計画国の手引き概要 ニーズ調査票案 今後の日程
	平成21年 1月19日	推進協議会第2回会議	ニーズ調査票案に対する意見交換 ニーズ調査についてのご家庭への周知手段
	2月10日～2月27日	子育て支援に関するニーズ調査	就学前児童保護者 1,500人(808人回収) 小学生児童保護者 1,500人(757人回収)
平成21年度	4月30日	推進協議会第1回会議	今後の策定スケジュール ニーズ調査結果報告 子育て支援を取り巻く現状と課題についてワークショップ
	5月11日～5月22日	子育て支援団体調査票記入	市内56の子育て支援団体対象
	6月3日～6月4日	子育て支援団体ヒアリング	市内11の子育て支援団体対象
	7月31日	推進協議会第2回会議	ワークショップ、子育て支援団体ヒアリング等のまとめ 計画の骨子案
	8月7日～8月21日	後期計画策定にかかる調査票記入	施策の現状と課題を分析評価 各課の子育て支援施策の方向性
	8月26日、8月28日	後期計画策定にかかるヒアリング	庁内31課へ実施
	9月1日	推進協議会小グループ会議	子育て支援サービスの目標事業量検討会
	9月4日	推進協議会小グループ会議	市内企業の子育て支援の取り組み等意見交換会
	10月9日	第1回推進本部ワーキンググループ会議	後期計画素案検討
	10月15日	第2回推進本部ワーキンググループ会議	後期計画素案検討
10月20日	推進本部幹事会議	後期計画素案検討	

ワークショップ: ある課題についてアイデアを出し合い、意思決定をする会議の方法。通常の会議との違いは、誰もが自由に意見を言いやすいように工夫されていて形式張っていないこと、グループの創造行為と合意形成に焦点をおいていること。近年、住民参加型のまちづくりなどで、合意形成のためによく使われる手法で、様々なアイデアや意見の交換を通じて、参加者全員で判断をしながら進める方法。

年度	開催（実施）日	開催（実施）事項	主な内容
	10月30日	推進協議会第3回会議	小グループ会議の報告 後期計画素案意見交換
	12月25日	推進本部員会議	後期計画素案意見交換
	平成22年 1月15日	推進協議会第4回会議	後期計画案最終調整
	1月25日～2月19日	パブリックコメント	後期計画案の公表 意見の募集

パブリックコメント：行政機関が新たな規制や政策の立案、またはすでにある規制や政策を改廃しようとする時、その案を公表し、住民や事業者から意見や情報を提出していただく機会を設け、行政機関は、提出された意見等を考慮して最終的な意思決定をするための制度。

2 . 東近江市次世代育成支援対策地域行動計画推進協議会設置要綱

平成 18 年 3 月 28 日

告示第 42 号

(設置)

第 1 条 次代を担う子ども達が健やかに生まれ、健全に育成される環境づくりを目標とする東近江市次世代育成支援対策地域行動計画(以下「行動計画」という。)の施策の推進を図るため、東近江市次世代育成支援対策地域行動計画推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 行動計画の推進に関すること。
- (2) 行動計画の進捗状況の点検に関すること。
- (3) その他目的達成に必要なこと。

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 福祉施設・福祉団体関係者
- (3) 保健・医療関係者
- (4) 教育関係者
- (5) 行政関係者
- (6) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が必要に応じて招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、こども未来部こども家庭課に置く。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年告示第122号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

3. 東近江市次世代育成支援対策地域行動計画推進協議会委員名簿

任期：平成 20 年 12 月 18 日から平成 22 年 3 月 31 日まで

役 職	氏 名	《委嘱・任命時の》所 属 団 体
会 長	村 澤 忠 司	びわこ学院大学
	岩 根 孝 宏	東近江市立保育園保護者会（H20年12月～H21年3月）
	今 堀 美由紀	東近江市立保育園保護者会（H21年4月～）
	川 上 信	東近江市保育協議会
	木 村 理 恵	東近江市学童保育連絡協議会
	向 井 克 枝	東近江市PTA連絡協議会<幼稚園>（H20年12月～H21年3月）
	植 木 奈 美	東近江市PTA連絡協議会<幼稚園>（H21年4月～）
	西 川 やす彙	市内子育て支援サークル
副会長	北 川 久 補	東近江市青少年育成市民会議
	熊 木 恵美子	東近江市民生委員児童委員協議会
	石 岡 昌 一	東近江市社会福祉協議会
	中 村 喜久生	社団法人東近江医師会
	奥 村 昇 一	東近江市PTA連絡協議会<小・中学校>
	川 副 美知子	東近江市教育委員会
	灰 谷 光 子	東近江市立幼稚園長会
	久 田 喜 一	東近江市立小・中学校長会
	畑 重 三	東近江市市議会教育子ども未来常任委員会（H20年12月～H21年10月）
	高 岡 壽一郎	東近江市自治会連合会
	相 宮 青 一	市内企業代表（H20年12月～H21年7月）
	坂 本 公美恵	市内企業代表（H21年7月～）
	井 田 明 美	東近江市男女共同参画推進協議会

【順不同、敬称略】

（ ）内は在任期間

4 . 東近江市次世代育成支援対策推進本部規程

平成 17 年 11 月 1 日

訓令第 75 号

(設置)

第 1 条 東近江市の次世代育成支援対策に係る施策について、関係部局相互の緊密な連携及び協力を確保し、総合的かつ効果的に推進するため、東近江市次世代育成支援対策推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 推進本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 児童の健全育成に関すること。
- (2) 児童に関する総合調整及び推進に関すること。
- (3) その他児童福祉に関すること。

(組織)

第 3 条 推進本部は、次に掲げる者で組織する。

- (1) 本部長
 - (2) 副本部長
 - (3) 本部員
 - (4) 幹事
- 2 本部長は市長をもって充て、副本部長は副市長及び教育長をもって充てる。
- 3 本部員は、別表第 1 に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 幹事は、別表第 2 に掲げる職にある者をもって充てる。

(職務)

第 4 条 本部長は、推進本部の事務を統括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 本部員は、所掌事務を処理する。
- 4 幹事は、本部員を補佐し、所掌事務に従事する。

(会議)

第 5 条 推進本部の会議は、本部員会議及び幹事会議とする。

- 2 本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員で構成し、本部長が招集し、第 2 条に規定する事項について審議決定する。
- 3 幹事会議は、幹事で構成し、第 2 条に規定する事項について協議する。

(ワーキンググループ)

第6条 推進本部は、所掌事務を推進するに当たり、必要に応じ幹事会議にワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループは、推進本部から分掌された事項の協議に必要な事務を行う。

(庶務)

第7条 推進本部の庶務は、こども未来部こども家庭課において処理する。

(その他)

第8条 この訓令の施行に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成17年11月1日から施行する。

附 則(平成17年訓令第77号)

この訓令は、平成18年1月1日から施行する。

附 則(平成20年訓令第18号)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年訓令第7号)

この訓令は、平成21年2月27日から施行する。

附 則(平成21年訓令第15号)

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

総務部長 企画部長 市民人権部長 健康福祉部長 こども未来部長 教育部長

別表第2(第3条関係)

企画部	企画課長 男女共同参画課長
市民人権部	保険年金課長 人権政策課長
健康福祉部	障害福祉課長 健康推進課長
こども未来部	青少年課長 こども家庭課長 幼児指導課長 幼児施設整備課長 こども支援センターひばり館長 児童館代表 保育園代表 幼稚園代表
教育委員会事務局	学校教育課長 生涯学習課長 小学校代表
支所	支所長

東近江市次世代育成支援対策地域行動計画（後期計画）

はばたけ！未来にのびのび 東近江っ子

～地域に子育ての輪が広がるまちづくり～

平成 22 年 3 月 策定

編集・発行：東近江市 こども未来部 こども家庭課

〒527-8527 東近江市八日市緑町 10 番 5 号

TEL：0748-24-5643 IPTEL：050-5801-5643

FAX：0748-24-1052
